

前橋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>(任命権者の報告)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年7月末日までに、市長に対し、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる人事行政の運営の状況を報告しなければならない。</p> <p>(1)～(11) 省略</p>	<p>(任命権者の報告)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年7月末日までに、市長に対し、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる人事行政の運営の状況を報告しなければならない。</p> <p>(1)～(11) 省略</p>

前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行																																	
<p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第4条 任命権者は、短時間勤務職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>2～3 省略</p> <p>(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p>第8条 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)についての前橋市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年前橋市条例第303号。以下「給与条例」という。)の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="236 1444 810 1805"> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>第9条の5第2項第2号</td><td>定年前再任用短時間勤務職員</td><td>省略</td></tr> <tr><td>第12条第1項</td><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>第12条第5項</td><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>第15条の3</td><td>定年前再任用短時間勤務職員</td><td>省略</td></tr> </table>	省略			第9条の5第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	省略	第12条第1項	省略		第12条第5項	省略		第15条の3	定年前再任用短時間勤務職員	省略	<p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第4条 任命権者は、短時間勤務職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>2～3 省略</p> <p>(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p>第8条 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)についての前橋市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年前橋市条例第303号。以下「給与条例」という。)の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="842 1444 1417 1742"> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>第9条の5第2項第2号</td><td>再任用短時間勤務職員</td><td>省略</td></tr> <tr><td>第12条第1項</td><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>第12条第4項第2項</td><td>任期付職員条例第8条</td><td></td></tr> <tr><td>第12条第5項</td><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>第15条の3</td><td>再任用職員</td><td>省略</td></tr> </table>	省略			第9条の5第2項第2号	再任用短時間勤務職員	省略	第12条第1項	省略		第12条第4項第2項	任期付職員条例第8条		第12条第5項	省略		第15条の3	再任用職員	省略
省略																																		
第9条の5第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	省略																																
第12条第1項	省略																																	
第12条第5項	省略																																	
第15条の3	定年前再任用短時間勤務職員	省略																																
省略																																		
第9条の5第2項第2号	再任用短時間勤務職員	省略																																
第12条第1項	省略																																	
第12条第4項第2項	任期付職員条例第8条																																	
第12条第5項	省略																																	
第15条の3	再任用職員	省略																																

前橋市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表(第3条関係)

改正案	現行
(降給の種類)	(降給の種類)

<p>第4条 降給の種類は、降格(当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする。</p> <p>(降格の事由)</p> <p>第5条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>附 則</p> <p>1～4 省略</p> <p>(60歳に達した職員の降給の特例)</p> <p>5 前橋市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年前橋市条例第303号。次項において「給与条例」という。)附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する第4条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは「並びに前橋市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年前橋市条例第303号)附則第9項の規定による降給とする」とする。</p> <p>6 第8条の規定は、給与条例附則第9項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、市規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</p>	<p>第4条 降給の種類は、降格(当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)とする。</p> <p>(降格の事由)</p> <p>第5条 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>附 則</p> <p>1～4 省略</p>
---	--

前橋市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例新旧対照表(第4条関係)

改正案	現 行
<p>第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年前橋市条例第11号)第18条に規定する報酬の額)の5分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の5分の1に相当する額を超えるとときは、当該額を減ずるものとする。</p>	<p>第3条 減給は、1日以上1年以下の期間とし、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年前橋市条例第11号)第18条に規定する報酬の額)の5分の1以下を減ずるものとする。</p>

前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表(第5条関係)

改正案	現 行
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>3～4 省略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、市規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日(<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日(<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、市規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数(時間を含む。以下同じ。)は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 地方公務員法第28条の5第1項及び第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>3～4 省略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、市規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日(<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、8日以上)の週休日を設け、かつ、当該期間につき1週間当たり38時間45分となるように勤務時間を割り振らなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日(<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、8日以上)の週休日を設け、かつ、当該期間につき1週間当たり38時間45分となるように勤務時間を割り振ることが困難である職員について、市長と協議して、市規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数(時間を含む。以下同じ。)は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員</p>

<p>20日(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で市規則で定める日数)</p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第19条 非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、別に条例で定める。</p>	<p>20日(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で市規則で定める日数)</p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第19条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、別に条例で定める。</p>
---	---

前橋市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表(第6条関係)

改正案	現行
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>前橋市職員の定年等に関する条例(昭和59年前橋市条例第34号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</u></p> <p>(3) <u>前橋市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4)～(5) 省略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。))を除く。)とする。</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第11条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条及び次条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2～3 省略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>定年に達したことにより退職すべきこととなる日の翌日以降引き続いて勤務している職員</u></p> <p>(3)～(4) 省略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。))を除く。)とする。</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第11条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条及び次条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2～3 省略</p>

外国の地方公共団体の機関等に派遣される前橋市職員の処遇等に関する条例新旧対照表(第7条関係)

改正案	現行
第2条 省略	第2条 省略

<p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 前橋市職員の定年等に関する条例(昭和59年前橋市条例第34号。次号において「定年等条例」という。)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) 定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>(6) 省略</p>	<p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 前橋市職員の定年等に関する条例(昭和59年前橋市条例第34号)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) 省略</p>
--	---

公益的法人等への前橋市職員の派遣に関する条例新旧対照表(第8条関係)

改正案	現行
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2) 非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員を除く。)</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 前橋市職員の定年等に関する条例(昭和59年前橋市条例第34号。次号において「定年等条例」という。)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) 定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>(6) 省略</p> <p>3 省略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)</p> <p>(2) 非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員を除く。)</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 前橋市職員の定年等に関する条例(昭和59年前橋市条例第34号)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) 省略</p> <p>3 省略</p>

前橋市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表(第9条関係)

改正案	現行
<p>(定年前再任用短時間勤務職員の特例)</p> <p>第2条の2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員</p>	<p>(再任用短時間勤務職員の特例)</p> <p>第2条の2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項及び第28条の6第2項に規定す</p>

<p>で同項に規定する短時間勤務の職を占める職員に対し支給する手当が月額で定められているときは、前条の規定にかかわらず、同条に規定する月額に前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年前橋市条例第4号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額を支給額とする。</p>	<p>る短時間勤務の職を占める職員に対し支給する手当が月額で定められているときは、前条の規定にかかわらず、同条に規定する月額に前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年前橋市条例第4号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額を支給額とする。</p>
--	---

前橋市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表(第10条関係)

改正案	現 行
<p>(給与の種類) 第2条 企業職員で、常時勤務を要するもの並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。 2～3 省略 (通勤手当) 第7条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この号及び第3号において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満である職員及び第3号に掲げる職員を除く。) (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具(以下この号及び次号において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。) (3) 省略 (<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外) 第19条 第5条、第6条、第6条の3及び第15条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(給与の種類) 第2条 企業職員で、常時勤務を要するもの並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項及び第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。 2～3 省略 (通勤手当) 第7条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満である職員及び第3号に掲げる職員を除く。) (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。) (3) 省略 (<u>再任用職員</u>についての適用除外) 第19条 第5条、第6条、第6条の3及び第15条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p>